

## 松崎十字の園指定居宅介護支援事業の運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する松崎十字の園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行わなければならない。また、利用者の心身の状況、環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療、福祉サービスが総合的、かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。支援にあたっては利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なわれなければならない。
- 2 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松崎十字の園居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 賀茂郡松崎町江奈157番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人以上  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1人以上  
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。
- (3) 事務員（常勤兼務） 1人  
必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。  
営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。

### (指定居宅介護支援の内容及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、相談を受ける場所は、事業所もしくは本人の自宅とする。課題分析の方法は、全社協在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成を使用する。指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。尚、それ以外の場合は以下及び法令等によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成

- (2) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 通常の実施地域の境から片道概ね5キロメートル未満 1,000円
- (2) 通常の実施地域の境から片道概ね5キロメートル以上 1,500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松崎町、西伊豆町、下田市の一部(蓮台寺駅以西)とする。

(虐待防止)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待防止の措置を講ずるための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第9条 事業所は、専門知識や質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

2002(平成14)年 9月30日改訂

2005(平成17)年 2月 1日改訂

2006(平成18)年 4月 1日改訂

2007(平成19)年11月 1日改訂

2010(平成22)年12月 1日改訂

2014(平成26)年 1月 1日改訂

2024(令和 6)年 3月 1日改訂